

プライマリ電話サービス

附則

(実施期日)

この約款は、平成 19 年 1 月 22 日以降準備出来次第実施します。

(経過措置)

平成 19 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日までの間に、プライマリ電話契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 20 年 1 月 15 日までに当社がそのプライマリ電話サービスの提供を開始した場合で、かつ、契約者から、契約者間通話等の通話料金の月極割引（とくとく・トーク）を選択する申し出があり、当社が承諾した場合には、サービスの提供を開始した日の属する月の翌月から起算して、当社が指定する期間（12 ヶ月を最長とする暦月単位の期間）の定額料については、料金表第 2 通話に関する料金 通話料別表に規定する額に代えて、0 円を適用します。ただし、1 年間のうちに、本適用廃止の申し出、利用の一時中断、番号の変更、プライマリ電話契約の解除があった場合には、当社は、この月額割引は廃止します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

平成 19 年 7 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日までの間に当社の指定する付加機能（クイックダイヤル機能）の試用キャンペーンの申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合には、当該付加機能の提供を開始した日から平成 19 年 12 月 31 日までの間、料金表 第 7 付加機能使用料 の当該機能に係る料金額についての支払を要しません。

なお、本キャンペーンでの当該付加機能の提供について、料金表 第 7 付加機能使用料 2 付加機能使用料の減額は適用外と致します。

また、本キャンペーンの当該付加機能の提供について、当該付加機能の継続の申出がない場合は当社は平成 20 年 1 月 1 日以降当該付加機能のみの提供を解除致します。

なお、本キャンペーンの申込みで、その請求を承諾することが当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 7 月 26 日から実施します。

(経過措置 1)

当社は、当社が別に定める地域において、この改正規定実施の日から平成 19 年 10 月 31 日までに、住宅用のプライマリ電話サービス契約の新たな申込みがあり、当社が承諾した場合に、本経過措置（以下「電話キャンペーン」といいます。）を適用します。

2 当社は、電話キャンペーンの適用について、以下の条件を設定します。

(1) 予め本規定の内容に同意し、プライマリ電話サービス契約の申込と同時に、当社所定の書面により電

プライマリ電話サービス

話キャンペーンの申込を行い、当社がそれを承諾すること。

(2) 平成 21 年 7 月 31 日まで、プライマリ電話サービス契約を継続すること。

(3) 電話キャンペーンの申込期間内に、当社が提供するプライマリ電話サービスもしくは電話サービスについて、当社または契約者が行う契約の解除を行っていないこと。

(4) 平成 19 年 8 月 1 日から平成 19 年 11 月 15 日の間に、プライマリ電話サービスの提供を開始すること。

(5) その他、特に当社が認めた場合

3 当社は、電話キャンペーンの適用を受ける契約者に、料金表 第 1 基本料金 2 料金額 に規定する料金額に代えて、500 円（税込 540 円）を、平成 21 年 7 月 31 日まで適用します。

4 本料金額は、1 のプライマリ電話契約について、1 回線目のみの適用とします。

5 当社は、電話キャンペーンの適用を受ける契約者が以下の行為を行った場合には、電話キャンペーンの適用を終了し、その行為に係る費用の他に、解除料金 8,500 円（税込 9,180 円）を申し受けます。

(1) 契約者または当社による住宅用のプライマリ電話契約の解除

(2) 異なる住所への端末設備の移転

(3) 利用種別の変更

(4) 契約者回線の利用の一時中断

6 当社は、電話キャンペーンの適用を受ける契約者について、料金表 第 1 基本料金 2 料金の減額 の (1) を適用致しません。

7 当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、電話キャンペーンの申込みを承諾しないことがあります。

8 当社は、電話キャンペーンの内容を、予告無く変更することがあります。

(経過措置 2)

当社は、当社が提供しているインターネット接続サービスに契約している住宅用のプライマリ電話契約者について、当社が別に定めるインターネット接続サービス契約約款において平成 19 年 7 月 26 日から実施される、経過措置 1（以下「NET キャンペーン」といいます。）の適用を受けている場合に、料金表 第 1 基本料金 2 料金の減額について、以下のように取り扱います。

(1) 平成 19 年 8 月 30 日付（経過措置 1）の電話キャンペーンとの適用を同時に受けている場合の期間
料金表 第 1 基本料金 2 料金の減額 (1) を適用しません。

(2) (1) 以外の場合の期間

当社が提供している J:COM TV サービスに契約している場合を除き、料金表 第 1 基本料金 2 料金の減額 (1) を適用しません。

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 8 月 30 日から実施します。

(経過措置 1)

当社は、当社が別に定める地域において、この改正規定実施の日から平成 19 年 11 月 30 日までに、住宅用のプライマリ電話サービス契約の新たな申込みがあり、当社が承諾した場合に、本経過措置（以下「電話キャンペーン」といいます。）を適用します。

2 当社は、電話キャンペーンの適用について、以下の条件を設定します。

(1) 予め本規定の内容に同意し、プライマリ電話サービス契約の申込と同時に、当社所定の書面により電

プライマリ電話サービス

話キャンペーンの申込を行い、当社がそれを承諾すること。

(2) 平成 21 年 8 月 31 日まで、プライマリ電話サービス契約を継続すること。

(3) 電話キャンペーンの申込期間内に、当社が提供するプライマリ電話サービスもしくは電話サービスについて、当社または契約者が行う契約の解除を行っていないこと。

(4) 平成 19 年 9 月 1 日から平成 19 年 12 月 16 日の間に、プライマリ電話サービスの提供を開始すること。

(5) その他、特に当社が認めた場合

3 当社は、電話キャンペーンの適用を受ける契約者に、料金表 第 1 基本料金 2 料金額 に規定する料金額に代えて、500 円（税込 540 円）を、平成 21 年 8 月 31 日まで適用します。

4 本料金額は、1 のプライマリ電話契約について、1 回線目のみの適用とします。

5 当社は、電話キャンペーンの適用を受ける契約者が以下の行為を行った場合には、電話キャンペーンの適用を終了し、その行為に係る費用の他に、解除料金 8,500 円（税込 9,180 円）を申し受けます。

(1) 契約者または当社による住宅用のプライマリ電話契約の解除

(2) 異なる住所への端末設備の移転

(3) 利用種別の変更

(4) 契約者回線の利用の一時中断

6 当社は、電話キャンペーンの適用を受ける契約者について、料金表 第 1 基本料金 2 料金の減額 の (1) を適用致しません。

7 当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、電話キャンペーンの申込みを承諾しないことがあります。

8 当社は、電話キャンペーンの内容を、予告無く変更することがあります。

(経過措置 2)

当社は、当社が提供しているインターネット接続サービスに契約している住宅用のプライマリ電話契約者について、当社が別に定めるインターネット接続サービス契約約款において平成 19 年 8 月 30 日から実施される、経過措置 1（以下「NET キャンペーン」といいます。）の適用を受けている場合に、料金表 第 1 基本料金 2 料金の減額について、以下のように取り扱います。

(1) 平成 19 年 8 月 30 日付（経過措置 1）の電話キャンペーンとの適用を同時に受けている場合の期間

料金表 第 1 基本料金 2 料金の減額 (1) を適用しません。

(2) (1) 以外の場合の期間

当社が提供している J:COM TV サービスに契約している場合を除き、料金表 第 1 基本料金 2 料金の減額 (1) を適用しません。

(実施期日)

この改正規定は平成 19 年 9 月 18 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

平成 19 年 7 月 1 日実施の付加機能の試用キャンペーンに係る附則に関し、申込み期間を平成 19 年 12 月

プライマリ電話サービス

31日まで延長し、その申込を承諾した場合には、当該機能に係る料金額について支払を要しない期間を、提供を開始した日から平成20年6月30日まで延長します。

また、当該付加機能の継続の申出がない場合の解除の実施時期は、平成20年7月1日以降に変更いたします。

(実施期日)

この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。

(経過措置)

平成19年7月26日実施の住宅用のプライマリ電話サービスに係る附則(経過措置1)に関し、申込期間を平成20年1月31日まで延長し、第2項(4)に定めるサービスの提供開始に係る条件を平成20年2月15日まで延長します。

(実施期日)

この改正規定は、平成19年12月1日から実施します。

(経過措置)

平成19年8月30日実施の住宅用のプライマリ電話サービスに係る附則(経過措置1)に関し、申込期間を平成20年2月29日まで延長し、第2項(4)に定めるサービスの提供開始に係る条件を平成20年3月15日まで延長します。

(平成19年12月20日変更届出)

(実施期日)

この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。

(平成20年3月28日 変更)

(実施期日)

この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。

(経過措置)

平成19年10月1日実施の付加機能の試用キャンペーンに係る附則の延期に関し、平成20年7月1日以降に行なう当該付加機能の解除は、当該付加機能の無料化に伴い実施しません。

(実施期日)

この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

プライマリ電話サービス

(契約に関する経過措置)

この改正規定実施の際現に、合併前のさくらケーブルテレビ株式会社との間で締結している本サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において当社が提供する本サービスに係る契約に移行したものとします。

(料金の支払いに関する経過措置)

この改正実施前に支払いまたは支払われなければならなかった合併前のさくらケーブルテレビ株式会社との規定により生じた料金その他の責務については、この改正規定実施の日において、当社が譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、改正後の規定に準じて取り扱います。

(改正前の規定による手続き等の効力)

この改正規定実施前に、改正前の規定によりなされた合併前のさくらケーブルテレビ株式会社とのサービスに関する手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この改正規定中にこれに相当する規定があるときは、この改正規定によってなされた当社の本サービスに関する手続きその他の行為とします。

(実施期日)

この改正規定は平成 20 年 9 月 2 日から実施します。

(経過措置)

当社は、当社が別に定める電話サービス契約約款に規定する加入電話契約を解除すると同時に、同一電話番号にて、プライマリ電話サービスの契約を締結し、電話サービスの解除と同暦月にプライマリ電話サービスの開始を行なう場合、本経過措置を適用します。

- (1) 第 2 通話に関する料金 1 適用 (13) 大口通話料金の月極割引 について、その規定によらず、当該暦月内の加入電話契約およびプライマリ電話契約の通話料金（国際通話に係る通話料、特定衛星端末との音声通信に係る通話料及びプライマリ電話契約者間通話等の通話料金等の月極割引を利用している場合の定額料は含みません。）を合算し、合算した月間累計額が、8,000 円以上 40,000 円未満の場合は、プライマリ電話契約の通話料金の月間累計額の 8%に相当する額の割引を行い、合算した月間累計額が 40,000 円以上の場合には、プライマリ電話契約の通話料金の月間累計額の 10%に相当する額の割引を行いません。
- (2) 契約者が電話サービス契約約款に定める加入電話契約者間通話等の通話料金の月極割引（とくとく・トーク）の提供を現に受けており、プライマリ電話契約者間通話等の通話料金の月極割引（とくとく・トーク）を申込み場合、本約款の規定によらず、当社が申し込みを承諾した日から月極割引の適用を開始し、当該暦月の 料金額 ア プライマリ電話契約者間通話等に係るもの について以下表のとおり適用します。

料金額の規定により算定したプライマリ電話契約者間通話等の月間累計額	月極割引を選択した場合の料金額
0 円から 10,000 円（税込 10,800 円）までの部分	無料 定額料（月額）
10,000 円（税込 10,800 円）を超える部分	左欄に該当する部分の額と同額

- (3) 電話サービス契約約款に定める料金明細内訳書の発行の提供を現に受けており、プライマリ電話サー

プライマリ電話サービス

ビスの料金明細内訳書の発行を申し込む場合、当該暦月の料金明細内訳書の発行手数料について、本約款の規定によらず支払いを要しません。

(実施期日)

この改正規定は平成 20 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 12 月 1 日から実施します。

(経過措置)

平成 19 年 7 月 26 日実施の電話キャンペーンに係る附則に関し、電話キャンペーンの申込者が、平成 21 年 7 月 31 日までに料金表に規定する複合定期契約または特定定期契約への変更を行う場合、当社は NET キャンペーンに係る解除料金の請求を行いません。

(経過措置)

平成 19 年 8 月 30 日実施の電話キャンペーンに係る附則に関し、電話キャンペーンの申込者が、平成 21 年 8 月 31 日までに料金表に規定する複合定期契約または特定定期契約への変更を行う場合、当社は電話キャンペーンに係る解除料金の請求を行いません。

(実施期日)

この改正規定は平成 20 年 12 月 18 日から実施します。

(経過措置)

当社は、当社が別に定める電話サービス契約約款に規定する住宅用加入電話契約者のうち代表機能を利用している契約者が、加入電話契約を解除すると同時に、同一電話番号にて、住宅用プライマリ電話サービスの契約を締結し、電話サービスの解除と同暦月に住宅用プライマリ電話サービスの開始を行なう場合において、契約者から申出があった場合、当社は、料金表 第 7 付加機能使用料の規定にかかわらず、住宅用プライマリ電話サービス契約者に代表機能の提供を行ないます。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 1 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 3 月 5 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 6 月 1 日から実施します。

(定期契約に関する経過措置)

プライマリ電話サービス

この改正により追加された第1種定期契約および第2種定期契約は、平成21年6月4日からの提供とします。

(実施時期)

この改正規定は、平成21年6月12日から実施します。

(経過措置)

本改正規定実施の日から、平成21年7月31日までに、当社が別に定めるJ:COM TV サービス加入契約約款に規定するJ:COM TV サービス（J:COM TV スタンダードサービスまたはJ:COM TV スタンダードコンパクトサービスに限ります。）の加入者から、プライマリ電話サービス（第3種定期契約【マンション通信パック】が適用されるものに限ります。）の申込みがあり、当社が承諾した場合、料金表 第1基本料金 4 定期契約 4-3. 第3種定期契約【マンション通信パック】に定める月額利用料について、本約款の規定にかかわらず、第3種定期契約の締結を開始した日の属する月を1と起算して4ヶ月間、契約者はその支払いを要しません。

2 当社は、前項について、以下の条件をすべて満たす契約者に限り適用します。

(1) 当社が別に定めるインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービスについて、本規定の申込みの時点でその提供を受けていないこと。

(2) 第3種定期契約について、その締結を開始した日の属する月を1と起算して4ヶ月契約を継続すること。

(3) 平成21年8月15日までに第3種定期契約の締結を開始していること。

3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

(1) 前項に定める条件を満たさないことが判明した場合

(2) 第3種定期契約が解除となった場合

(3) 適用を受ける契約者から、適用の終了の申し出があった場合

4 契約者は、第2項(2)に定める期間内に本規定の適用の終了があった場合は、解除料4,000円(税込4,320円)の支払いを要します。

ただし、当社が別に定めるプライマリ電話約款 附則 平成21年6月12日実施の(経過措置1)に規定する解除料を重複して加算することはありません。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年1月4日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成22年04月01日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成22年04月17日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成22年05月13日から実施します。

プライマリ電話サービス

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 07 月 01 日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の際現に、改定前の規定により次表の左欄のサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスの提供を受けているものとみなします。

第 1 種定期契約 【地デジ・BS パック (1 年契約)】	第 1 種定期契約 【J:COM TV My s t y l e (1 年契約)】
-----------------------------------	--

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の際現に、改定前の規定により次表の左欄のサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスの提供を受けているものとみなします。

第 2 種定期契約 【地デジ・BS パック (2 年契約)】	第 2 種定期契約 【J:COM TV My s t y l e (2 年契約)】
-----------------------------------	--

(実施期日)

本改正規定は、平成 22 年 11 月 1 日から実施します。

(契約に関する経過措置)

この改正規定実施の際現に、合併前の株式会社城北ニューメディアとの間で締結している本サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において当社が提供する本サービスに係る契約に移行したものとします。

(料金の支払いに関する経過措置)

この改正規定実施の際現に支払いまたは支払われなければならなかった合併前の株式会社城北ニューメディアとの規定により生じた料金その他の責務については、この改正規定実施の日において、当社が譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、改正後の規定に準じて取り扱います。

(改正前の規定による手続き等の効力)

この改正規定実施前に、改正前の規定によりなされた合併前の株式会社城北ニューメディアとのサービスに関する手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この改正規定中にこれに相当する規定があるときは、この改正規定によってなされた当社の本サービスに関する手続きその他の行為とします。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

プライマリ電話サービス

この改正規定は、平成 23 年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

平成 23 年 3 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日までの間に、当社が新規申込によるプライマリ電話サービスの提供を開始した場合で、かつ、契約者から、プライマリ電話契約者間通話等の通話料金の月極割引（とくとく・トーク）を選択する申し出があり、当社が承諾した場合には、サービスの提供を開始した日の属する月の翌月から、平成 24 年 3 月 31 日までの定額料については、料金表第 2 通話に関する料金 通話料別表に規定する額に代えて、0 円を適用します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 5 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 24 年 5 月 1 日から実施します。

プライマリ電話サービス

(実施期日)

この約款は、平成 24 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 24 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 24 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 24 年 9 月 21 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 24 年 10 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 24 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

本約款は、平成 24 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 25 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 25 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 25 年 5 月 7 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 6 月 1 日から実施します。

プライマリ電話サービス

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 12 月 20 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 9 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 23 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額(地方消費税を含む)は、本約款に定めるとおりとする。
この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 9 月 4 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。

プライマリ電話サービス

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 2 月 9 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 16 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 5 月 7 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 1 月 6 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 3 月 17 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 5 月 21 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

プライマリ電話サービス

この改正規定は、平成 28 年 9 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 10 月 27 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 12 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改定規程実施の日から平成 31 年 2 月末までの間に、新たに住宅用プライマリ電話サービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成 31 年 3 月末まで住宅用プライマリ電話サービスの基本料金を 476 円（税込 514 円）とします。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 11 月 1 日から実施します。

(経過措置)

本サービスは、平成 29 年 11 月 1 日をもって新規、変更、追加の申込み受付を終了するものとします。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

プライマリ電話サービス

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 5 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 18 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

当社は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成 33 年 3 月 31 日まで 住宅用プライマリ電話サービスの基本料金を 476 円（税別）とします。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置 1)

プライマリ電話サービス

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとします。
この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

（経過措置 2）

改正規定平成 20 年 9 月 2 日から実施の経過措置 2、(2) の表について、以下の表に変更します。

料金額の規定により算定したプライマリ電話 契約者間通話等の月間累計額	月極割引を選択した場合の料金額
0 円から 10,000 円（税抜）までの部分	無料 定額料（月額）
10,000 円（税抜）を超える部分	左欄に該当する部分の額と同額

（実施期日）

この改正規定は、2020 年 1 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2020 年 2 月 7 日から実施します。

（経過措置）

2020 年 2 月 7 日から以下の付加機能について新規受付を停止します。

- ・リレーフォン機能
- ・オプションパック-i

（実施期日）

この改正規定は、2020 年 4 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2020 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2020 年 9 月 1 日から実施します。